

# 光市記者発表資料

平成27年5月25日

件名

「子育て世帯臨時特例給付金」「臨時福祉給付金」の支給について

内容

消費税率の引き上げに伴い、所得の低い人や子育て世帯の負担を緩和するため、臨時的な措置として平成26年度に引き続き給付金を支給します。

子育て世帯臨時特例給付金の申請受付を下記のとおり開始します。

臨時福祉給付金については、詳細が決定次第お知らせします。

## 子育て世帯臨時特例給付金

### 1 申請方法

給付金を受け取るためには、申請手続きが必要です。必要事項を記入し確認書類を添えて申請します。

### 2 申請期間

平成27年6月1日（月）～ 9月1日（火）

8時30分～ 17時15分（土・日、祝日を除く。）

### 3 申請窓口

福祉総務課 臨時福祉給付金等業務担当（あいぱーく光）

大和支所住民福祉課

### 4 給付金の支給

申請書に記載した指定口座に入金します。

## 【子育て世帯臨時特例給付金 制度概要】

### 1 支給対象者

平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く。）の受給者

### 2 支給対象児童

支給対象者の平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く。）の対象となる児童

ただし、臨時福祉給付金の対象となる児童、生活保護を受給している児童も対象となります。

